| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 三〇七 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件 | 二二 | 三 |
| 三〇八 | インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件 | 二二 | 三 |
| 三〇九 | 人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件 | 二三 | 二 |
| 三一〇 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示 | 二八 189 | 三 |
| 三一一 | 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件 | 二八 189 | 四 |
| 三一二 | 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示 | 二八 189 | 五 |
| 三一三 | 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件 | 三一 192 | 七二 |

**○農林水産省**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一七五九 | 租税特別措置法施行令第四十条の七の四第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件 | 一 | 七 |
| 一七六〇 | 租税特別措置法施行令の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件 | 一 | 七 |
| 一七七一―一七七一 | 保安林の指定をする件 | 二 | 七五 |
| 一七七二―一七七五 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 二 | 七 |
| 一七七六 | 保安施設地区の指定をする件 | 二 | 七 |
| 一七七七 | 農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 二 | 七 |
| 一七七八―一七八一 | 保安林の指定をする件 | 三 | 六 171 |
| 一七七九―一七八二 | 保安林の指定を解除する件 | 三 | 四 |
| 一七八三―一七九九 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 三 | 四 |
| 一八〇〇―一八〇五 | 保安林の指定をする件 | 七 | 二 |
| 一八〇六―一八〇八 | 保安林の指定を解除する件 | 七 | 三 |
| 一八〇九 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 七 | 三 |
| 一八一〇 | 生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 七 | 六 |
| 一八一一 | 海岸法施行規則の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件 | 八 | 六 |
| 一八一二―一八三二 | 保安林の指定を解除する件 | 八 | 六 |
| 一八三三―一八四七 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 九 | 三 |
| 一八四八 | 肥料を登録した件 | 九 | 四 |
| 一八四九 | 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件 | 一三 | 二 |
| 一八五〇―一八五九 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一三 | 四 |
| 一八六〇―一八七六 | 〃 | 一四 | 二 |
| 一八七七 | 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 | 一四 | 四 |
| 一八七八 | 出願公表後に名称変更がなされた件 | 一四 | 六 |
| 一八七九―一八八一 | 農薬を登録した件 | 一五 | 三 |
| 一八八二 | 農薬を再登録した件 | 一五 | 四 |
| 一八八三 | 農薬の登録が失効した件 | 一五 | 六 |
| 一八八四 | 農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件 | 一五 | 六 |
| 一八八五 | 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件 | 一五 | 六 |
| 一八八六―一八八八 | 種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件 | 一五 | 八 |
| 一八八九 | 保安林の指定を解除する件 | 一五 | 八 |
| 一八九〇 | 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 | 一六 | 五 |
| 一八九一 | 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件 | 一六 | 五 |
| 一八九二―一八九九 | 保安林の指定をする件 | 一七 | 二 |
| 一九〇〇―一九〇九 | 保安林の指定を解除する件 | 一七 | 四 |
| 一九一〇―一九一一 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 一七 | 四 |
| 一九一二 | 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 二〇 | 四 |
| 一九一三 | 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件 | 二〇 | 五 |
| 一九一四 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 二〇 | 六 |
| 一九一五―一九二五 | 保安林の指定をする件 | 二一 | 三 |
| 一九一六 | 肥料を登録した件 | 二三 | 三 |
| 一九一七―一九二四 | 保安林の指定をする件 | 二三 | 四 |
| 一九二五 | 保安林の指定を解除する件 | 二三 | 五 |